

議 案 第 96 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

改正された医療法施行令等の規定に合わせ、条例で規定する診療科目の名称を改めるため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表国保松戸市立病院の欄中

	「血液内科		
「外科	呼吸器内科		
小児科」を	外科	に、「耳鼻咽喉科」を	「耳鼻いんこう科」に、
	小児科		
	新生児内科」		
			「小児心臓血管外科
			消化器内科
	「消化器科		形成外科
	形成外科		精神科
「循環器科」を	「循環器内科」に、	精神科	を
		化学療法内科	に改
	呼吸器外科」	呼吸器外科	
		救急科	
		歯科口腔外科	」

め、同表松戸市立福祉医療センター東松戸病院の欄中「呼吸器科」を「呼吸器内科」に、「耳鼻咽喉科」を「耳鼻いんこう科」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。